

(最終改正 平成30年3月30日規則第20号)

(環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業)

第1条 埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61号。以下「条例」という。)第2条第1号の規則で定める事業は、別表第1のとおりとする。

(調査計画書等)

第2条 条例第4条第1項の調査計画書等の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第4条第3項の規定により提出する調査計画書等及び地域を記載した書類の部数は、100部とする。

3 条例第4条第3項の規則で定める物は、調査計画書等の内容を記録した磁気ディスク又は光ディスク(これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第32条第1項及び第3項において同じ。)とする。

(環境に影響を及ぼす地域に関する基準)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める環境に影響を及ぼす地域に関する基準は、別表第2のとおりとする。

(公告事項)

第4条 条例第6条第1項、第12条第1項、第15条第2項、第19条第1項及び第30条の3第1項の規則で定める事項は、縦覧の期間とする。

(縦覧の場所)

第5条 条例第6条第1項、第12条第1項、第19条第1項及び第30条の3第1項の縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- 一 埼玉県環境部環境政策課
- 二 関係地域を管轄する県の環境管理事務所
- 三 関係市町村の庁舎
- 四 その他知事が必要と認める場所

(事業者による調査計画書等の公表)

第5条の2 条例第6条第2項の規定による調査計画書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 事業者のウェブサイトに掲載する方法
- 二 関係市町村の協力を得て、関係市町村のウェブサイトに掲載する方法

(調査計画書説明会の公告の方法)

第5条の3 条例第6条の2第2項の規定による公告は、日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布、掲示板への掲示その他の適当な方法のうち、二以上の方法により行わなければならない。

(調査計画書説明会に係る責めに帰することのできない理由)

第5条の4 条例第6条の2第3項の規則で定める事業者の責めに帰することのできない理由は、天災その他の不測の事態及び調査計画書説明会の開催の妨害とする。

(調査計画書の内容の周知)

第5条の5 条例第6条の2第3項の規定による周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 調査計画書を要約した書類を求めに応じて提供することを公告した後、当該調査計画書を要約した書類を求めに応じて提供する方法
- 二 調査計画書の概要を公告する方法

2 第5条の3の規定は、前項各号の規定による公告について準用する。

(調査計画書に対する意見書の提出)

第6条 条例第7条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 意見書の提出の対象である調査計画書の名称
- 三 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(準備書等)

第7条 条例第9条の準備書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 条例第11条の規則で定める行為は、別表第3の上欄に掲げる対象事業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる行為(同欄に掲げる行為を行わない対象事業にあつては、当該対象事業の実施)とする。

3 条例第11条の規定により提出する準備書等の部数は、知事に提出するものにあつては70部とし、関係市町村長に提出するものにあつては5部とする。

4 条例第11条の規則で定める物については、第2条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「調査計画書等」とあるのは、「準備書等」と読み替える

ものとする。

(事業者による準備書等の公表)

第7条の2 条例第12条第2項において準用する条例第6条第2項の規定による準備書等の公表については、第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書等」とあるのは、「準備書等」と読み替えるものとする。

(準備書説明会等の公告の方法)

第8条 条例第13条第2項において準用する条例第6条の2第2項の規定による公告及び条例第15条第2項の規定による公告については、第5条の3の規定を準用する。

(準備書説明会に係る責めに帰することのできない理由)

第9条 条例第13条第2項において準用する条例第6条の2第3項の規則で定める事業者の責めに帰することのできない理由については、第5条の4の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書の内容の周知)

第10条 条例第13条第2項において準用する条例第6条の2第3項の規定による周知については、第5条の5の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「調査計画書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書に対する意見書の提出)

第11条 条例第14条第1項の意見書については、第6条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号及び第3号中「調査計画書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(意見書及び見解書の部数)

第12条 条例第15条第3項の規定により送付する意見書の写し及び見解書の写しの部数については、第7条第3項の規定を準用する。

(公聴会の開催場所)

第13条 条例第17条第1項(条例第31条の3第4項において準用する場合を含む。)の公聴会(以下「公聴会」という。)は、関係市町村ごとに開催するものとする。この場合において、当該関係市町村内に公聴会を開催する適当な場所がないとき、その他当該関係市町村以外の地域において公聴会を開催することがやむを得ないと認められるときは、当該関係市町村以外の地域において開催することができ

る。

(公聴会の開催の公告)

第14条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を開催の日の20日前までに公告するものとする。

- 一 公聴会の件名
- 二 公聴会の日時及び場所
- 三 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 四 意見を聴こうとする事項
- 五 その他知事が必要と認める事項

(公述の申出)

第15条 公聴会において意見を述べようとする者は、前条の公告のあった日から10日以内に、書面により、知事に申し出なければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 公聴会の対象である準備書の名称
- 三 準備書について公聴会において述べようとする環境の保全の見地からの意見の概要

3 前項第3号の意見の概要は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(公聴会の中止)

第16条 知事は、前条第1項の規定による申出がないときは、公聴会の開催を中止するものとする。

2 知事は、前項の規定により公聴会の開催を中止したときは、その旨を公告するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

(公述人の選定等)

第17条 知事は、第15条第1項の規定による申出をした者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)をあらかじめ選定し、その旨を当該申出をした者に通知するものとする。

2 知事は、公聴会の運営を円滑に行うため必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間(次項において「公述時間」という。)をあらかじめ定めることができる。

3 知事は、前項の規定により公述時間を定めたときは、その旨を公述人に通知する

ものとする。

(公聴会の主宰者)

第18条 公聴会は、知事の指名する職員が主宰する。

- 2 主宰者は、公聴会の秩序を維持するため、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。
- 3 主宰者は、次に掲げる事項を記載した記録書を作成し、これに署名押印の上、知事に提出しなければならない。
 - 一 公聴会の件名
 - 二 公聴会の日時及び場所
 - 三 主宰者の職名及び氏名
 - 四 出席した公述人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 五 公述人が述べた意見の内容
 - 六 その他公聴会の経過に関する事項

(記録書の写しの送付)

第19条 知事は、前条第3項の規定による記録書の提出があつたときは、その写しを事業者及び関係市町村長に送付するものとする。

(評価書等)

第20条 条例第18条第1項の評価書の様式は、様式第3号のとおりとする。

- 2 条例第18条第2項の規定により提出する評価書等の部数については、第7条第3項の規定を準用する。
- 3 条例第18条第2項の規則で定める物については、第2条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「調査計画書等」とあるのは、「評価書等」と読み替えるものとする。

(事業者による評価書等の公表)

第20条の2 条例第19条第2項において準用する条例第6条第2項の規定による評価書等の公表については、第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書等」とあるのは、「評価書等」と読み替えるものとする。

(変更内容検討書等)

第21条 条例第21条第1項ただし書の規則で定める書類は、様式第4号の変更内容検討書とする。

- 2 事業者は、条例第21条第1項ただし書の承認を受けようとするときは、様式第5号の申請書を知事に提出しなければならない。

(対象事業廃止届出書等)

第22条 条例第23条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式の届出書により行わなければならない。

- 一 対象事業を実施しないこととした場合 様式第6号
- 二 対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合 様式第7号
- 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合 様式第8号

(手続の免除を受けることができる場合等)

第23条 条例第26条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 対象事業を実施しようとする区域内において対象事業の規模を縮小する場合
 - 二 環境の保全のために対象事業の内容を変更する場合
- 2 事業者は、条例第26条第1項ただし書の承認を受けようとするときは、様式第9号の申請書を知事に提出しなければならない。

(対象事業着手届出書等)

第24条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式の届出書により行わなければならない。

- 一 条例第28条第1項の規定による対象事業の着手の届出 様式第10号
- 二 条例第28条第4項の規定による対象事業の完了の届出 様式第11号

(環境の保全のための措置の実施状況の報告)

第25条 条例第28条第2項の規定による環境の保全のための措置の実施状況の報告は、様式第12号の報告書により、三月ごとに行わなければならない。

(対象事業中止届出書等)

第26条 条例第29条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式の届出書により行わなければならない。

- 一 対象事業を中止した場合 様式第13号
- 二 対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合 様式第7号
- 三 対象事業を他の者に引き継いだ場合 様式第8号

(氏名等変更届出書)

第27条 条例第30条第1項の規定による氏名若しくは住所又は条例第9条第13号に掲げる事項の変更の届出は、様式第14号の届出書により行わなければならない。

(事後調査書等)

第28条 条例第30条の2第1項の事後調査書の様式は、様式第15号のとおりとする。

2 条例第30条の2第2項の規定により提出する事後調査書等の部数については、第7条第3項の規定を準用する。

3 条例第30条の2第2項の規則で定める物については、第2条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「調査計画書等」とあるのは、「事後調査書等」と読み替えるものとする。

(事業者による事後調査書等の公表)

第28条の2 条例第30条の3第2項において準用する条例第6条第2項の規定による事後調査書等の公表については、第5条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「調査計画書等」とあるのは、「事後調査書等」と読み替えるものとする。

(事後調査書に対する意見書の提出)

第29条 条例第30条の4第1項の意見書については、第6条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号及び第3号中「調査計画書」とあるのは、「事後調査書」と読み替えるものとする。

(都市計画対象事業)

第30条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第2章第1節から第6節までの規定並びに第1条から前条まで及び別表第1から別表第3までの規定により行うべき環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為は、次項から第4項まで及び次条から第33条までに定めるところにより、当該都市計画を定める者(以下「都市計画決定権者」という。)が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、条例第23条第4項、第24条及び第26条の2の規定並びに第22条第3号及び第26条第3号の規定は、適用しない。

2 条例第31条第1項の規定及び前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行う場合における条例第2章第1節から第6節まで(条例第23条第4項、第24条及び第26条の2を除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	事業者は、対象事業を実施し	第31条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、同項の都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業を同法の規定により都市計画に定め
	対象事業の実施が	都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）の実施が
	対象事業の実施後の土地（当該対象事業	都市計画対象事業の実施後の土地（当該都市計画対象事業
	対象事業の実施に	都市計画対象事業の実施に
第4条第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第4条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第4条第3項、第5条、第6条第2項（第12条第2項、第19条第2項及び第30条の3第2項において準用する場合を含む。）、第6条の2（第13条第2項において準用する場合を含む。）、第7条及び第8条	事業者	都市計画決定権者

第8条の2第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第8条の2第2項	事業者	都市計画決定権者
第9条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第9条第1号	氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	名称
第10条第2項	対象事業	都市計画対象事業
第11条	事業者	都市計画決定権者
	当該対象事業	都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告及び当該都市計画対象事業
第12条第1項	対象事業	都市計画対象事業
第13条第1項、第14条から第16条まで及び第18条	事業者	都市計画決定権者
第20条	対象事業	都市計画対象事業
第21条	事業者	都市計画決定権者
第22条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業を実施し	都市計画対象事業を都市計画法の規定により都市計画に定め
	対象事業に	都市計画対象事業に
第22条第2項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第23条見出し	対象事業	都市計画対象事業
第23条第1項	対象事業に	都市計画対象事業に
	事業者が、対象事業を実施し	都市計画決定権者が、都市計画対象事業を都市計画に定め

	、対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合又は対象事業の実施を他の者に引き継いだ	又は都市計画対象事業が対象事業に該当しないこととなった
	事業者は	都市計画決定権者は
第2章第5節の節名、第25条（見出しを含む。）及び第26条見出し	対象事業	都市計画対象事業
第26条第1項	事業者が評価書に記載された対象事業の内容を変更して対象事業を実施	都市計画決定権者が、第18条第1項の規定による評価書の作成後、当該都市計画対象事業に係る都市計画の変更を
	当該対象事業	当該都市計画対象事業
第27条（見出しを含む。）、第28条（見出しを含む。）及び第29条見出し	対象事業	都市計画対象事業
第29条第1項	対象事業を中止した場合、対象事業を対象事業以外の事業に変更した場合又は対象事業を他の者に引き継いだ	都市計画対象事業を中止した場合又は都市計画対象事業を対象事業以外の事業に変更した
第29条第2項	から第4項まで	及び第3項
	、同条第4項中「第1項」とあるのは「第29条第1項」と、「対象事業の実施」とあるのは「対象事業」と、「前項の規定による公告の日」とあるのは「同項の規定による届出のあった日」と読み替える	読み替える
第30条の2	事業者	都市計画決定権者
第30条の5（見出しを含む。）及び第30条の6第1項	事業者	事業者及び都市計画決定権者

3 前項の場合における第1条から前条まで（第22条第3号及び第26条第3号を

除く。)及び別表第1から別表第3までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第2項	対象事業	都市計画対象事業
第9条(見出しを含む。)	事業者	都市計画決定権者
第14条第3号	事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第19条及び第21条第2項	事業者	都市計画決定権者
第22条見出し	対象事業廃止届出書	都市計画対象事業廃止届出書
第22条第1号	対象事業を実施し	都市計画対象事業を都市計画に定め
第22条第2号	対象事業を対象事業以外の事業に変更した	都市計画対象事業が対象事業に該当しないこととなった
第23条第1項各号	対象事業	都市計画対象事業
第23条第2項	事業者	都市計画決定権者
第24条見出し	対象事業着手届出書	都市計画対象事業着手届出書
第24条各号	対象事業	都市計画対象事業
第26条見出し	対象事業中止届出書	都市計画対象事業中止届出書
第26条第1号及び第2号	対象事業を	都市計画対象事業を
別表第1から別表第3まで	対象事業	都市計画対象事業

- 4 都市計画決定権者が第2項の規定により読み替えて適用される条例第12条第1項の規定による公告の日(同項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項の規定により条例第12条第1項の規定の例による公告を行う場合にあっては、当該公告の日)から3年以内に当該都市計画対象事業に係る評価書を知事に提出しないときは、都市計画決定権者は、再び前3項の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行わなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、事業者が評価書に記載された都市計画対象事業の内容を変更して当該都市計画対象事業を実施しようとする場合は、事業者が、当該都市計画対象事業について、条例第2章第1節から第6節までの規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行わなければならない。ただし、第3項の規定により読み替えて適用される第23条第1項各号のいずれかに該当す

る場合であって、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 6 条例第 8 条第 2 項の規定は、知事が前項ただし書の承認をする場合について準用する。
- 7 知事は、第 5 項ただし書の承認をしたときは、その旨を関係市町村長に通知するとともに、必要があると認めるときは、当該変更の内容について公告するものとする。
- 8 事業者は、第 5 項ただし書の承認を受けようとするときは、様式第 9 号の申請書を知事に提出しなければならない。
- 9 知事は、条例第 19 条第 1 項の規定による公告を行った後に、関係地域の環境の状況の変化その他の特別の事情により、都市計画対象事業の実施において環境保全上の適正な配慮をするために条例第 9 条第 7 号、第 10 号若しくは第 12 号又は第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 9 条第 9 号若しくは第 11 号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、事業者に対し、当該変更後の都市計画対象事業について、更に条例第 2 章第 1 節から第 6 節までの規定の例による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行うよう求めることができる。

(都市計画に係る手続との調整)

第 31 条 都市計画決定権者は、前条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 14 条第 1 項の規定により準備書について述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第 17 条第 2 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、当該準備書についての意見書に係るものであるとみなして条例及びこの規則を適用する。

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第 32 条 事業者が条例第 4 条第 1 項の規定により調査計画書を作成してから知事が条例第 6 条第 1 項の規定による公告を行うまでの間において、当該調査計画書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び知事にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第 31 条第 1 項の規定及び第 30 条第 1 項の規定は、事業者がその通知を受けた時から適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該調査計画書、これを要約した書類、環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類及びこれらの内容を記録した磁気ディスク又は光ディスクを都市計画決定権者に送付しなければならない。

- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価に関する手続その他の行為は、都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して

行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

- 3 知事が条例第6条第1項の規定による公告を行ってから条例第12条第1項の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者並びに知事及び調査計画書の写しの送付を受けた市町村長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあつては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあつては通知を受けた後直ちに、当該準備書及びこれを要約した書類（以下この項において「準備書等」という。）並びに当該準備書等の内容を記録した磁気ディスク又は光ディスク（以下この項において「特定磁気ディスク等」という。）を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第31条第1項の規定及び第30条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書等及び特定磁気ディスク等の送付を受けたときから適用する。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 5 知事が条例第12条第1項の規定による公告を行ってから条例第19条第1項の規定による公告を行うまでの間において、第3項の都市計画につき都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第2章第2節から第6節までの規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を行うものとし、条例第31条第1項の規定及び第30条第1項の規定は、適用しない。この場合において、知事が条例第19条第1項の規定による公告を行った後、事業者は、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。

（身分証明書）

- 第33条 条例第32条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第16号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年6月12日から施行する。ただし、別表第1第1号（イ（1）及び（2）に係る部分を除く。）、第2号、第3号、第8号及び第20号並びに別表第2の改正規定、別表第3に第2号の2を加える改正規定並びに別表第3第7

号口の改正規定並びに次項の規定は、平成12年6月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1号(イ(1)及び(2))に係る部分を除く。)、第2号、第3号、第8号及び第20号の規定は、平成12年6月12日以後に改正後の別表第3第2号から第5号まで、第10号又は第17号に掲げる行為をする事業者(次項において「特定事業者」という。)の当該行為に係る事業について適用し、同日前にこの規則による改正前の埼玉県環境影響評価条例施行規則(次項において「改正前の規則」という。)の別表第3第2号から第5号まで、第10号又は第17号に掲げる行為をした事業者の当該行為に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 特定事業者となるべき者(改正前の規則別表第1第1号から第3号まで、第8号又は第20号に規定する対象事業に該当するものを行うこととなる者を除く。)は、平成12年6月12日前においても、埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成10年埼玉県条例第59号)による改正後の埼玉県環境影響評価条例第4条から第9条までの規定による環境影響評価に関する手続その他の行為を行うことができる。

附 則(平成11年6月11日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年6月12日から施行する。
(経過措置)
- 2 埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(平成11年埼玉県規則第47号。以下この項及び次項において「平成11年改正規則」という。)による改正後の埼玉県環境影響評価条例施行規則別表第1第1号(イ(1)及び(2))に係る部分を除く。)、第2号、第3号、第8号及び第20号の規定は、平成12年6月12日以後に都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による公告をする改正後の第30条第1項に規定する都市計画決定権者の当該公告に係る都市計画対象事業(当該都市計画対象事業に係る事業者が、同日以後に、平成11年改正規則による改正後の埼玉県環境影響評価条例施行規則別表第3第2号から第5号まで、第10号又は第17号に掲げる行為をすることとなるものに限る。)について適用する。
- 3 前項に規定する都市計画対象事業を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする者(平成11年改正規則による改正前の埼玉県環境影響評価条例施行規則別表第1第1号から第3号まで、第8号又は第20号に規定する対象事業に該当するものを同法の規定により都市計画に定めようとする者を除く。)は、平成12年6月12日前においても、改正後の第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成10年埼玉県条例第59号)による改正後の埼玉県環境影響評価条例(次項において「改正後の条例」とい

う。)第4条から第9条までの規定による環境影響評価に関する手続その他の行為を行うことができる。

- 4 平成11年6月12日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業(同日以後その内容を変更せず、若しくは事業規模を縮小して実施するもの又はその内容を変更し、かつ、その変更の内容が軽微であると知事が認めたものに限る。)については、改正後の条例に規定する環境影響評価及び事後調査に関する手続その他の行為を要しないものとする。

附 則(平成12年5月16日規則第111号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年11月2日規則第96号)

この規則は、平成13年11月10日から施行する。

附 則(平成15年7月11日規則第109号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3第7号及び第15号の改正規定は、平成15年8月1日から施行する。

附 則(平成15年9月30日規則第123号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年11月21日規則第135号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日規則第173号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年2月3日規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1号口に(6)を加える改正規定、同表の備考に1号を加える改正規定、別表第2第1号の改正規定、別表第3第2号の2の改正規定(同号八の改正規定を除く。)及び同表第6号イの改正規定並びに次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第1号口(6)及び備考第7号、別表第2第1号並びに別表第3第2号の2(同号イからへまでを除く。)の規定は、平成21年4月1日以後に埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61号)第4条第3項の規定により提出される環境影響評価調査計画書に係る対象事業について適用する。

附 則（平成21年3月31日規則第30号）
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第23号）
この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定（同条の見出し中「時間及び」を削る部分及び同条中「時間は、午前9時から午後4時30分までとし、その」を削る部分に限る。）並びに別表第1及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第27号）
この規則は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（平成27年10月20日規則第72号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第20号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第1条関係）

区分	対象事業
<p>1 道路の新設及び改築</p>	<p>イ 新設</p> <p>(1) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）の新設</p> <p>(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項又は第2項の規定により指定を受ける道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）の新設であって、車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が4（特別の地域にあっては、2）以上のもの</p> <p>(3) 道路法第3条第2号から第4号までに掲げる道路（自動車専用道路を除く。以下「その他の道路」という。）の新設であって、車線の数が4（特別の地域にあっては、2）以上の区間があり、かつ、その区間の長さが5キロメートル（特別の地域にあっては、2キロメートル）以上であるもの</p> <p>(4) 森林法（昭和26年法律第249号）第4条第2項第4号に規定する林道（以下「林道」という。）の開設（特別の地域におけるものに限る。）であって、幅員が6.5メートル以上であり、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上であるもの</p> <p>ロ 改築</p> <p>(1) 高速自動車国道の拡幅であって、車線の数が増加するもの</p> <p>(2) 自動車専用道路の拡幅であって、車線の数が増加するもの</p> <p>(3) その他の道路の拡幅であって、車線の数が増加して4（特別の地域にあっては、2）以上となる区間（以下この号において「拡幅区間」という。）があり、かつ、拡幅区間の長さが5キロメートル（特別の地域にあっては、2キロメートル）以上であるもの</p> <p>(4) その他の道路に係るバイパスの設置であって、車線の数が4（特別の地域にあっては、2）以上の区間（以下</p>

	<p>この号において「バイパス区間」という。)があり、かつ、バイパス区間の長さが5キロメートル(特別の地域にあっては、2キロメートル)以上であるもの</p> <p>(5) その他の道路の拡幅及びその他の道路に係るバイパスの設置であって、拡幅区間及びバイパス区間の長さの合計が、5キロメートル(特別の地域にあっては2キロメートル)以上であるもの</p> <p>(6) 林道の拡幅(特別の地域におけるものに限る。)であって、当該拡幅により幅員が6.5メートル以上未滿から6.5メートル以上となり、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上であるもの</p>
<p>2 ダム又は放水路の新築</p>	<p>イ ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するものに限る。)の新築であって、湛水区域の面積が50ヘクタール(特別の地域にあっては、30ヘクタール)以上のもの</p> <p>ロ 放水路の新築であって、土地の改変面積が50ヘクタール以上のもの</p>
<p>3 鉄道又は軌道の建設及び改良</p>	<p>イ 建設</p> <p>鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)の規定の適用を受ける軌道(以下「鉄道等」という。)の建設</p> <p>ロ 改良</p> <p>(1) 鉄道等の線路の高架化であって、高架化する区間の長さが5キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 鉄道等の線路の増設であって、増設する区間の長さが5キロメートル以上のもの</p> <p>(3) 操車場、車庫、車両検査修繕施設その他の鉄道等の施設(線路を除く。)の設置であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの</p>
<p>4 飛行場の設置</p>	<p>イ 設置</p>

<p>及びその施設の変更</p>	<p>(1) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項の陸上空港場（以下「陸上空港等」という。）の設置</p> <p>(2) 航空法施行規則第75条第1項の陸上ヘリポート（以下「陸上ヘリポート」という。）の設置であって、滑走路の長さが30メートル以上のもの</p> <p>□ 施設の変更</p> <p>(1) 陸上空港等の滑走路の増設、延長又は位置の変更であって、増設等をする滑走路の長さが500メートル以上のもの</p> <p>(2) 陸上ヘリポートの滑走路の増設、延長又は位置の変更であって、増設等をする滑走路の長さが30メートル以上のもの</p>
<p>5 工場の設置及びその施設の変更</p>	<p>イ 設置</p> <p>製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供する工場（以下「工場」という。）の設置であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの又は排出ガス量（ガスタービン以外の施設から排出される場合にあつては大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値をいい、ガスタービンから排出される場合にあつては当該ガスタービンにおいて燃料として燃焼する重油の量（燃料として重油以外の燃料を燃焼する場合にあつては、当該燃料の燃焼に伴い発生する二酸化炭素の量に相当する二酸化炭素の量をその燃焼に伴い発生する重油の量に換算した量をいう。）1リットルにつき温度が零度で圧力が1気圧の状態に25立方メートルの気体が排出されるものとみなして算定した大気中に排出される気体の1時間当たりの量をいう。以下この号において同じ。）が40,000立方メートル以上のもの若しくは排出水量（1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が5,000立方メートル以上のもの</p> <p>□ 施設の変更</p> <p>工場の施設の変更であつて、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの又は増加する排出ガス量が40,000立方メートル以上のもの若しくは増加する排出水量が5,</p>

	000立方メートル以上のもの
6 廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更	<p>イ 設置</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この号において「法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の設置であって、1日当たりの処理能力（当該施設を二以上設置する場合にあっては、処理能力の合計。以下この号において同じ。）が200トン以上のもの</p> <p>(2) 法第8条第1項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置であって、1日当たりの処理能力が250キロリットル以上のもの</p> <p>(3) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下これらを「最終処分場」という。）の設置であって、施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの</p> <p>(4) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（同項に規定する産業廃棄物の最終処分場を除く。以下「産業廃棄物中間処理施設」という。）の設置であって、排出ガス量（大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値をいい、当該施設を二以上設置する場合にあっては、排出ガス量の合計とする。以下この号において同じ。）が40,000立方メートル以上のもの又は排出水量（当該施設を二以上設置する場合にあっては、排出水量の合計。以下この号において同じ。）が5,000立方メートル以上のもの</p> <p>ロ 施設の変更</p> <p>(1) ごみ処理施設の増設であって、増加する1日当たりの処理能力が200トン以上のもの</p> <p>(2) し尿処理施設の増設であって、増加する1日当たりの処理能力が250キロリットル以上のもの</p> <p>(3) 最終処分場の増設であって、施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの</p> <p>(4) 産業廃棄物中間処理施設の増設であって、増加する排出ガス量が40,000立方メートル以上のもの又は増</p>

	加する排出水量が5,000立方メートル以上のもの
7 下水道終末処理場の設置及びその施設の変更	<p>イ 設置 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）の設置であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 施設の変更 終末処理場の増設であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの</p>
8 高層建築物の建築	<p>イ 高層建築物の建築であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定により算定した高さが100メートル以上のもの</p> <p>ロ イに規定する高層建築物以外の建築物の建築であって、建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面から当該建築物に設置される工作物の最高部までの高さが112メートル以上のもの</p>
9 住宅団地の造成	住宅団地の造成であって、施行区域の面積が50ヘクタール（施行区域の50パーセント以上が森林、湖沼又は湿原であるもの（以下「森林等の地域に係る事業」という。）にあっては、20ヘクタール）以上のもの
10 工業団地の造成	工業団地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの
11 研究所用地の造成	研究所の用地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの
12 流通業務施設用地の造成	流通業務施設の用地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの

<p>1 3 スポーツ又はレクリエーション施設用地の造成</p>	<p>スポーツ又はレクリエーション施設(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第1条第2項第1号に掲げる工作物に限る。)の用地の造成であって、施行区域の面積が50ヘクタール(森林等の地域に係る事業にあつては、20ヘクタール)以上のもの</p>
<p>1 4 墓地又は墓園の造成</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第5項に規定する墓地又は都市計画法施行令第1条第2項第2号に掲げる墓園の造成であって、施行区域の面積が50ヘクタール(森林等の地域に係る事業にあつては、20ヘクタール)以上のもの</p>
<p>1 5 学校用地の造成</p>	<p>学校の用地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの</p>
<p>1 6 浄水施設用地の造成</p>	<p>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項の浄水施設の用地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの</p>
<p>1 7 変電所用地の造成</p>	<p>電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号に規定する変電所の用地の造成であって、施行区域の面積が20ヘクタール以上のもの</p>
<p>1 8 土石の採取</p>	<p>採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第2条に規定する砂利及び土の採取であって、掘削面積が30ヘクタール以上のもの</p>
<p>1 9 複合事業</p>	<p>第9号から第13号までの事業のいずれか二以上の事業が</p>

	<p>併せて一の事業として行われる事業であって、第9号又は第13号の事業（森林等の地域に係る事業を除く。）に係る面積を50で除した数値と第10号から第12号までの事業又は第9号若しくは第13号の事業のうち森林等の地域に係る事業に係る面積を20で除した数値との和が1以上となるもの</p>
<p>20 土地区画整理事業</p>	<p>イ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）であって、施行区域の面積が50ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 土地区画整理事業であって、第9号又は第13号の事業に相当するもの（森林等の地域に係る事業を除く。）に係る面積を50で除した数値と第10号から第12号までの事業に相当するもの又は第9号若しくは第13号の事業に相当するもののうち森林等の地域に係る事業に係る面積を20で除した数値との和が1以上となるもの</p>
<p>備考 この表において「特別の地域」とは、次に掲げる地域をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の特別保護地区 2 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された国立公園又は国定公園の特別地域 3 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第25条第1項の規定により指定された自然環境保全地域の特別地区 4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区 5 埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）第12条第1項の規定により指定された埼玉県立自然公園の特別地域 6 埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）第17条第1項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区 7 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成12年埼玉県条例第11号）第19条第1項の規定により指定された希少野生動植物保護区 	

別表第 2 (第 3 条関係)

対象事業の種類	環境に影響を及ぼす地域
1 高速自動車国道、自動車専用道路、その他の道路及び林道の新設及び改築、放水路の新築並びに鉄道等の線路の高架化及び増設	対象事業が実施される区域の周囲 1 キロメートル以内の地域
2 ダムの新築、鉄道等の建設及び操車場、車庫、車両検査修繕施設その他の鉄道等の施設（線路を除く。）の設置、陸上ヘリポートの設置及びその施設の変更、最終処分場の設置及びその施設の変更、高層建築物の建築、住宅団地の造成、研究所の用地の造成、流通業務施設の用地の造成、スポーツ又はレクリエーション施設の用地の造成、墓地又は墓園の造成、学校の用地の造成、浄水施設の用地の造成、変電所の用地の造成、土石の採取、複合事業（工業団地の造成が他の事業と併せて一の事業として行われるものを除く。）並びに土地区画整理事業（工業地に係るものを除く。）	対象事業が実施される区域の周囲 1 . 5 キロメートル以内の地域
3 工場の設置及びその施設の変更、ごみ処理施設、し尿処理施設及び産業廃棄物中間処理施設の設置及びその施設の変更、終末処理場の設置及びその施設の変更、工業団地の造成、複合事業のうち工業団地の造成が他の事業と併せて一の事業として行われるもの並びに土地区画整理事業のうち工業地に係るもの	対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域
4 陸上空港等の設置及びその施設の変更	対象事業が実施される区域の周囲 5 キロメートル以内の地域

別表第3（第7条関係）

対象事業の種類	行為
1 高速自動車国道の新設及び改築	高速自動車国道法第5条第1項又は第3項の規定による整備計画の策定
2 自動車専用道路及びその他の道路の新設及び改築	イ 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更 ロ 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは第10条第1項による許可の申請又は第18条第1項の規定による条例の制定
2の2 林道の新設及び改築	イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の規定による許可の申請 ロ 自然公園法第20条第3項の規定による許可の申請又は同法第68条第1項（同法第79条第2項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定による協議 ハ 自然環境保全法第17条第1項ただし書の規定による許可の申請、同法第21条第1項（同法第30条において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同法第25条第4項の規定による許可の申請 ニ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第37条第4項の規定による許可の申請、同法第39条第1項の規定による届出、同法第54条第2項の規定による協議又は同条第3項の規定による通知 ホ 埼玉県立自然公園条例第12条第3項の規定による許可の申請 ヘ 埼玉県自然環境保全条例第17条第4項の規定による許可の申請又は同条例第22条第1項の規定による協議 ト 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例第20条第4項の規定による許可の申請、同条例第21条第1項の規定による届出、同条例第38条第2項の規定による協議又は同条第3項の規定による通知
3 ダムの新築	イ 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第1項の規定による基本計画の作成 ロ 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項の規定による事業実施方針の策定 ハ 河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項の規定による許可の申請、同法第79条第1項の規定による認可の申請又は同法第95条の規定による協議

4 放水路の新築	河川法第79条第1項の規定による認可の申請
5 鉄道等の建設及び改良	イ 全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第9条第1項の規定による認可の申請 ロ 鉄道事業法第8条第1項、第9条第1項又は第12条第1項の規定による認可の申請 ハ 軌道法第5条第1項又は軌道法施行令(昭和28年政令第258号)第6条第1項の規定による認可の申請
6 陸上空港等及び陸上ヘリポートの設置及びその施設の変更	イ 航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可の申請又は同法第55条の2第3項において準用する同法第38条第3項の規定による告示 ロ 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第105号)第19条の規定による告示
7 工場の設置及びその施設の変更	イ 都市計画法第29条第1項又第2項の規定による許可の申請 ロ 森林法第10条の2第1項の規定による許可の申請 ハ 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出 ニ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項の規定による届出 ホ ガス事業法(昭和29年法律第51号)第32条第1項(同法第105条において準用する場合を含む。)、第68条第1項(同法第84条第1項において準用する場合を含む。)又は第101条第1項の規定による届出 ヘ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知
8 ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設の設置及びその施設の変更	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による許可の申請、同法第9条の3第1項の規定による届出又は同法第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による許可の申請
9 終末処理場の設置及びその施設の変更	下水道法第4条第2項又は第25条の3第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による協議
10 高層建築物の建	建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規

築	定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知
1 1 住宅団地の造成、流通業務施設の用地の造成、工業団地の造成、研究所の用地の造成、スポーツ又はレクリエーション施設の用地の造成及び複合事業	イ 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可の申請 ロ 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請
1 2 墓地又は墓園の造成	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可の申請
1 3 学校の用地の造成	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 4 条第 1 項(同法第 134 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 130 条第 1 項の規定による認可の申請
1 4 浄水施設の用地の造成	水道法第 6 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 26 条又は第 30 条第 1 項の規定による認可の申請
1 5 変電所の用地の造成	電気事業法第 48 条第 1 項の規定による届出
1 6 土石の採取	イ 採石法第 33 条又は第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可の申請 ロ 砂利採取法第 16 条又は第 20 条第 1 項の規定による認可の申請 ハ 埼玉県土採取条例(昭和 49 年埼玉県条例第 6 号)第 3 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定による認可の申請
1 7 土地区画整理事業	土地区画整理法第 4 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による認可の申請